

- 暴力団員等
- 役員に暴力団員等がいる法人
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。

(民事執行法 71条5号)

入札の際、入札書ごとに  
下記の各書面の提出が必要です。

**暴力団員等に該当しない旨の陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です（追完不可）。
- ※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

**住民票**

(個人の場合)

**資格証明書**

(法人の場合)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です（追完不可）。
- ※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。
- ※ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

**宅地建物取引業の免許証の写し**  
(宅地建物取引業者の場合)

- ※ 有効期限内のものを提出してください。
- ※ この写しを提出する場合でも、陳述書、住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

## 期間入札の公告

令和 7年 9月18日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 北名悦子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 9日から 令和 7年10月16日まで	
開札期日	日 時	令和 7年10月23日 午前10時00分
	場 所	奈良地方裁判所葛城支部売却場
売却決定期日	日 時	令和 7年11月13日 午前 9時50分
	場 所	奈良地方裁判所葛城支部執行係
買受申出の保証の提供方法	<p>下記のいずれかによる。</p> <p>(1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。</p> <p>(2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。</p>	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	<p>☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。</p>	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



## 物 件 目 錄

- 1 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目  
地 番 465番6  
地 目 宅地  
地 積 141.15平方メートル
- 2 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目465番地6  
家屋 番号 465番6  
種 類 居宅  
構 造 木造スレートぶき2階建  
床 面 積 1階 63.76平方メートル  
2階 57.13平方メートル

## 物 件 明 細 書

令和 7年 8月 6日  
奈良地方裁判所葛城支部執行係  
裁判所書記官 北名悦子

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《注 意 書》

- 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 錄

- 1 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目  
地 番 465番6  
地 目 宅地  
地 積 141.15平方メートル
- 2 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目465番地6  
家屋 番号 465番6  
種 類 居宅  
構 造 木造スレートぶき2階建  
床 面 積 1階 63.76平方メートル  
2階 57.13平方メートル

令和 7年(ヶ)第 17号  
令和 7年 5月 30日受理  
令和 7年 6月 26日提出

## 現況調査報告書

奈良地方裁判所葛城支部

執行官 上田 浩正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 錄

1 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目

地 番 465番6

地 目 宅地

地 積 141.15平方メートル

2 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目465番地6

家屋 番号 465番6

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 63.76平方メートル  
2階 57.13平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり															
住居表示	香芝市磯壁六丁目465番地6															
土地	物件1															
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )															
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>															
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり															
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)															
その他の事項	「その他の事項」のとおり															
建物	物件2															
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:															
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td>床面積:</td> </tr> </table>						種類:	構造:	床面積:							
種類:																
構造:																
床面積:																
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり															
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)															
その他の事項	「その他の事項」のとおり															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>[ 保管開始日 ]</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>						地方裁判所	支部	令和	年( )第	号	[ 保管開始日 ]	令和	年	月	日
地方裁判所	支部	令和	年( )第	号												
[ 保管開始日 ]	令和	年	月	日												
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり															

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

## その他の事項

## 1 表札等の表示

## (1) 表札の表示

所有者の姓の表示（漢字及びローマ字）が見受けられる。

## (2) 郵便受けの表示

表示は見当たらない。

## 2 目的土地の状況

(1) 目的土地は目的建物の敷地となっている他、南西部及び西部に駐車スペースが存在し、カーポートが設置されている。また、北西端辺りにはヒートポンプ給湯機の貯湯ユニットが、南西端辺りには西側接面道路に設置された電柱の支線が、それぞれ設置されている。

(2) 目的土地を概測したところ、その形状はおおむね地積測量図のとおりであると思料される。

(3) 目的土地は東側ないし北側隣接地より高く位置しており、高低差の存する境界辺りには擁壁が築造されている。

(4) 目的土地の西側接面道路の現況幅員を概測したところ、約5メートルであり、高田土木事務所担当課職員から聴取したところによれば、当該道路は建築基準法上の道路である。

## 3 目的建物の状況

## (1) 目的建物の形状は建物図面とほぼ一致した。

なお、建物は建物図面に記載された位置から左回りにやや回転させた位置に建築されていると見受けられる（別紙土地建物位置関係図参照）。

(2) 目的建物は現に住居として使用されており、その内部の状況は別紙添付写真のとおりである。

(3) 浴室扉付近のクッションフロア及び木部に損傷が見受けられる。

(4) 建具類に貼られている木目調シートに浮きが散見される。

(5) 2階東側洋室には喫煙臭が感じられ、室内壁クロスには黄ばみが認められる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<p>1 私が家族と共に目的建物に居住していますが、転居作業を進めているところです。</p> <p>2 目的建物は新築時からオール電化住宅です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(4枚目)

## 執 行 官 の 意 見

### 目的物件の占有関係

所有者の陳述、提示文書（回答書）及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が居宅として使用、占有しているものと認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

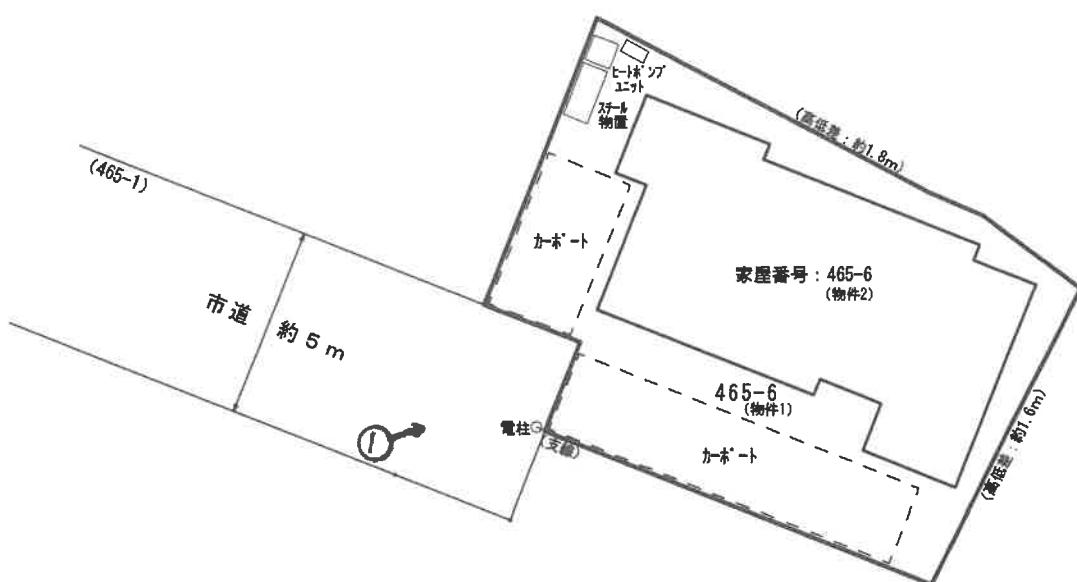
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年6月3日 8:55-9:10	香芝市役所	課税資料等調査
7年6月3日 9:45-10:00	奈良地方法務局 葛城支局	公図等調査
7年6月3日 10:15-10:25	高田土木事務所	道路等調査
7年6月10日 12:20-12:35	物件所在地	物件及び占有確認 (所有者の妻と面談)
7年6月20日 9:10-10:00	物件所在地	立入調査、評価人帶同 (所有者と面談)
年月日 : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

# 土地建物位置関係図

所在 香芝市磯壁6丁目465-6



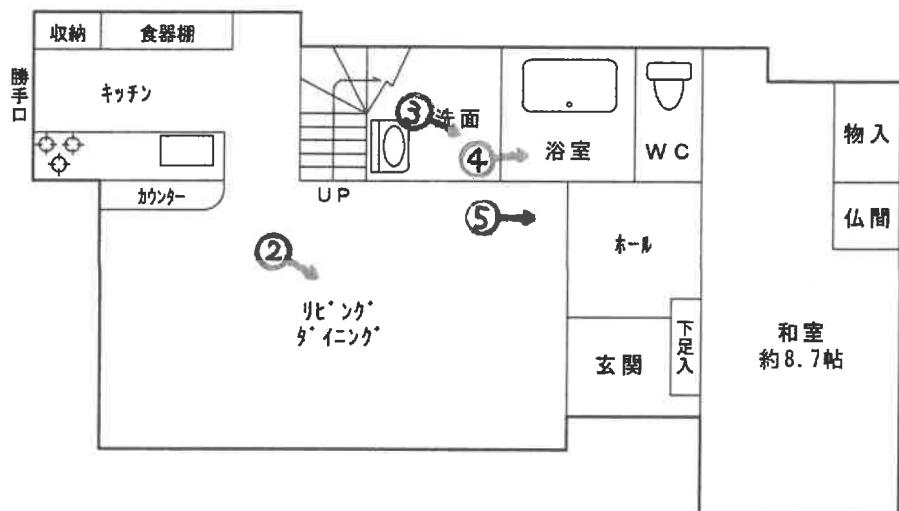
(←○写真撮影場所・方向)



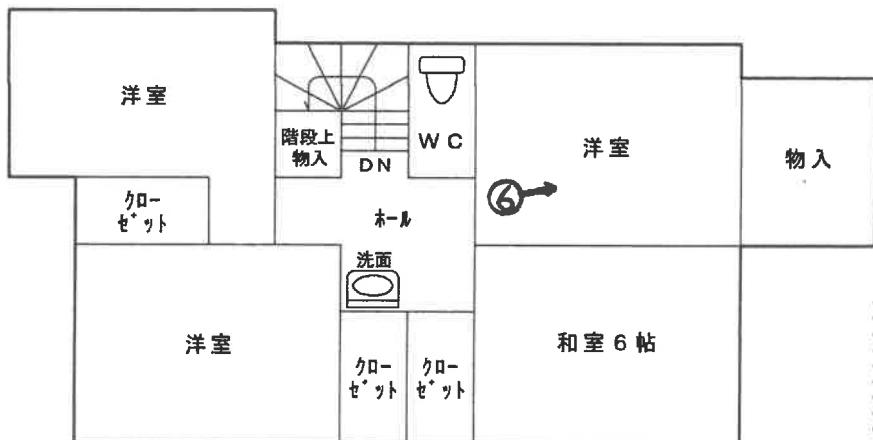
\*本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

# 間 取 図

1 階



2 階



(←○写真撮影場所・方向)



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

( 8 枚目)



( 9 枚目)

④



⑤



⑥



(10枚目)

令和7年(ヶ)第17号  
令和7年6月20日 現地調査  
令和7年6月24日 評価

奈良地方裁判所 葛城支部御中

## 評価書 (土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中本 欽也

## 第1 評価額

一括価格	
金9,360,000円	
内訳価格	
物件1	3,970,000円
物件2	5,390,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

区分	所在等	登記上	現況			
物件1 土 地	所在 地 番 地 目 地 積	物件目録に記載のとおり	第3特記事項及び第4目的 物件の位置・環境等参照			
物件2 建 物	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	同上	同上			
特 記 事 項						
本評価書記載事項は、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」ではない。買い受けに当たっては、利用目的等により必要な個別事項については、所轄行政庁に十分調査確認のこと。						
表札の表示 郵便受の表示	所有者の姓の表示（漢字及びローマ字）が見受けられる。 表示は見当たらない。					
目的土地は目的建物の敷地となっている他、南西部及び西部に駐車スペースが存在し、カーポートが設置されている。また、北西端辺りにはヒートポンプ給湯機の貯湯ユニットが、南西端辺りには西側接面道路に設置された電柱の支線が、それぞれ設置されている。						
目的土地を概測したところ、その形状はおおむね地積測量図のとおりであると思料される。						
目的土地は東側ないし北側隣接地より高く位置しており、高低差の存する境界辺りには擁壁が築造されている。						
目的建物の形状は建物図面とほぼ一致した。なお、建物は建物図面に記載された位置から左回りにやや回転させた位置に建築されていると見受けられる。 北側の敷地境界と建物の距離が1.2mと建物図面に記載されているが、実際はこれより短い距離である。						
浴室扉付近のクッションフロア及び木部に損傷が見受けられる。 建具類に貼られている木目調シートに浮きが散見される。 2階東側洋室には喫煙臭が感じられ、室内壁クロスには黄ばみが認められる。						
所有者によると、建物が建築された当時は、浄化槽を利用していたが、香芝市の公共下水道の本管が前面道路まで来てから、浄化槽を埋めて、公共下水道に切り替えを行ったようである。						
建築計画概要書(高田土木事務所にて確認) 確認済証交付年月日:平成17年1月31日、確認済証番号:第04確認建築財なら60614号 中間検査交付年月日:平成17年3月28日、中間検査合格番号:第04-60450号 検査済証交付年月日:高田土木事務所には確認できる資料無し。						

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1. 対象土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	近鉄大阪線「近鉄下田」駅の南方約1,400m(道路距離) (別添位置図参照)		
付近の状況	地域の特性 環境条件 将来動向	小規模の一般住宅が多いミニ開発された住宅地域 幹線道路の背後にある住宅地域である。古紙回収所が敷地の東側に存在する。また、南東側に墓地が存在し、2階の窓から見える。 今後も現状を維持しつつ推移するものと思料する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 指定建ぺい率 指定容積率 防火規制 その他規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 無指定(法22条区域) 15m高度地区、日影規制(4m平面4-2.5時間) 宅地造成等工事規制区域、奈良県景観計画区域(一般区域) 立地適正化計画(居住誘導区域)	
画地条件	地積 間口・奥行 画地形状 道路接面 高低差	141.15m <sup>2</sup> (登記数量) 間口約5.4m、東西の奥行約15.1m 略整形地 西側の道路に接面(中間画地) 道路側は概ね等高	
接面道路	幅員・種別 建築基準法	西側:幅員約5m舗装市道(9-190号線) 西側:建築基準法42条第1項第1号道路	
土地の利用状況及び隣地の状況	利用状況 隣地の状況	一戸建て住宅の敷地 一般住宅等	
供給処理施設	上水道 都市ガス 公共下水	有り 無し 有り	
土壤汚染等	登記事項証明書によると平成16年4月に「田」から「宅地」に地目変更がなされており、平成16年4月に開発行為の検査がなされている。よって、平成16年4月より前は「田」、平成16年4月からは「宅地」として土地は利用されていた模様である。土壤汚染対策法に言う「要措置区域、形質変更時要届出区域」の指定もなく、水質汚濁防止法の「特定事業場」の届出もない。しかし、汚染の有無は不明であり、専門調査機関による土壤汚染調査を行わないと確定できない。買受希望者は所轄の奈良県生活環境部環境政策課等において前記の詳細な内容等について事前に確認し、了解しておくべき旨留意する必要がある。		
特記事項	近鉄南大阪線「二上神社口」駅の東方約1,100m(道路距離)		

## 2. 建物の概況及び利用状況(物件2)

区分	主たる建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	平成17年4月26日 約25年 約21年 約4年
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他の	木造 スレート葺 モルタル塗り等 クロス等 クロス等 フローリング、畳等 給排水衛生設備 エコキュート (TU46NFV、ダイキン、2013年)
床面積	(登記数量)	120.89m <sup>2</sup>
現況用途等	階層 現況用途 間取り	2階建 居宅 5LDK+物入
品等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を居宅として使用している。	
特記事項	<p>「特記事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物には、内外部とも経過年数相応の劣化が認められた。</li> <li>・風呂やキッチンなどの設備の稼働や床下の白蟻については未確認である。</li> </ul> <p>「アスベスト」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト等の建物の有害物質の使用の有無及びその程度についての判定は、目視観察からは不明であり、専門調査機関による調査を行わないと確定できない。よって、評価上、アスベスト等については非考慮を前提としている旨、買受希望者は特に留意する必要がある。</li> </ul> <p>「耐震性」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年6月以降に建築確認を受けており、新耐震基準以降の建物である。</li> <li>・耐震性は、設計、施工、地盤等に依存するが、評価時点での耐震性の是非を示す客観的、技術資料が入手できなかった。よって、評価上、耐震性については非考慮を前提としている旨、買受希望者は特に留意する必要がある。</li> </ul>	

## 第5 評価額の算出の過程

### 1. 基礎となる価格

#### ①土地価格

更地価格を算出し、これに必要に応じ、建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別格差 イ	地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 千円未満四捨五入(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	67,000	1.00	141.15	1.00	9,457,000

ア 標準画地価格の査定(地価調査の基準地価格からの規準)

地価調査 香芝 (県) -2 時点修正 標準化補正 地域格差

$$76,800 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 100.3 / 100 \times 100 / 104 \times 100 / 111 = 67,000 \text{ 円}/\text{m}^2$$

◇ 時点修正 基準地価格の価格時点から評価時点までの変動率

◇ 標準化補正 1.04 (方位1.04)

街路条件	接近条件	環境条件	行政条件	格差率
100/101 ×	100 / 100 ×	100 / 110 ×	100 / 100 ×	100 / 111

$$100/101 \times 100 / 100 \times 100 / 110 \times 100 / 100 = 100 / 111$$

イ 個別格差 1.00 (方位1.01、行き止まり0.99)

ウ 地積 141.15 m<sup>2</sup> 登記数量による。

エ 建付減価補正率 1.00 建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性

#### ②建物価格

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/m <sup>2</sup> ) ア	現況延床面積 (m <sup>2</sup> ) イ	現価率 ウ	建物価格 千円未満四捨五入(円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	120.89	0.18	3,917,000

ア 再調達原価 標準的な建物の再調達原価の資料を基に対象建物の個別性も考慮

イ 現況延床面積 登記数量による。

ウ 現価率 経済的全耐用年数25年、経過年数21年、経済的残存耐用年数4年  
観察減価率△10%、残価率5%、耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して建物の現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{\text{残価率}5\% + (100\% - 5\%) \times (\text{経済的残存耐用年数}4\text{年} / \text{経済的全耐用年数}25\text{年})\} \times (100\% - \text{観察減価率}10\%) = 0.18$$

観察減価率は、建物の劣化等を考慮し△10%と査定

## 2. 評価額の決定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ、競売市場修正を施して、下記の通り評価額を求めた。

### ①敷地利用権価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権割合 イ	敷地利用権価格 千円未満四捨五入(円) ア×イ=ウ
1	9,457,000	0.4 法定地上権	3,783,000

ア 建付地価格 前記P6 1・①・オの価格

イ 敷地利用権割合 土地建物の個別処分に際しては、法定地上権が成立するものと判断されるので、地域性、建物の状況等を考慮して上記の通り査定

### ②内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 イ	占有 減価率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額 万円未満四捨五入(円) 最低額1万円 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	9,457,000	-3,783,000	1.0	1.0	0.7	3,970,000
2	3,917,000	+3,783,000	1.0	1.0	0.7	5,390,000
一括価格(合計)						9,360,000

ア 基礎となる価格 土地：前記P6 1・①・オの価格  
建物：前記P6 1・②・エの価格

イ 敷地利用権価格 上記P7 2・①・ウの価格

ウ 占有減価率 減価の必要無し。

エ 市場性修正率 特に修正は不要と判断した。

オ 競売市場修正率 不動産競売手続きには一定の手続き上の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立ち入ることができない場合があること、情報提供期間が短いこと等)が不可避的に伴うこと、本評価が競争入札を前提とする売却基準価格の算出を目的としていること等を考慮し、競売市場修正率として0.7を乗じた。

## 第6 参考価格資料

### 1. 地価調査 香芝（県）-2

所 在 : 奈良県香芝市磯壁6丁目462番55  
価 格 : 76,800円/m<sup>2</sup>  
位 置 : 近鉄南大阪線 二上神社口駅 南東方 約1,100m(道路距離)  
価 格 時 点 : 令和6年7月1日  
地 積 : 213m<sup>2</sup>  
供給処理施設 : 水道、下水道、都市ガス  
接面街路 : 南6.0m市道  
用途指定等 : 第一種低層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率100%)  
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

### 2. 固定資産税評価額(令和7年度)

物 件 1 :	5,612,406円
物 件 2 :	4,014,988円
計	9,627,394円

## 第7 添付資料

1. 受命物件の位置図（スーパーマップル・デジタル16 電子地図、昭文社）
2. 付近見取図（デジタウン電子地図、株式会社ゼンリン）
3. 公図写(A3→A4に縮小)
4. 地積測量図写(A3→A4に縮小)
5. 土地建物位置関係図
6. 建物図面・各階平面図写(A3→A4に縮小)
7. 建物間取図

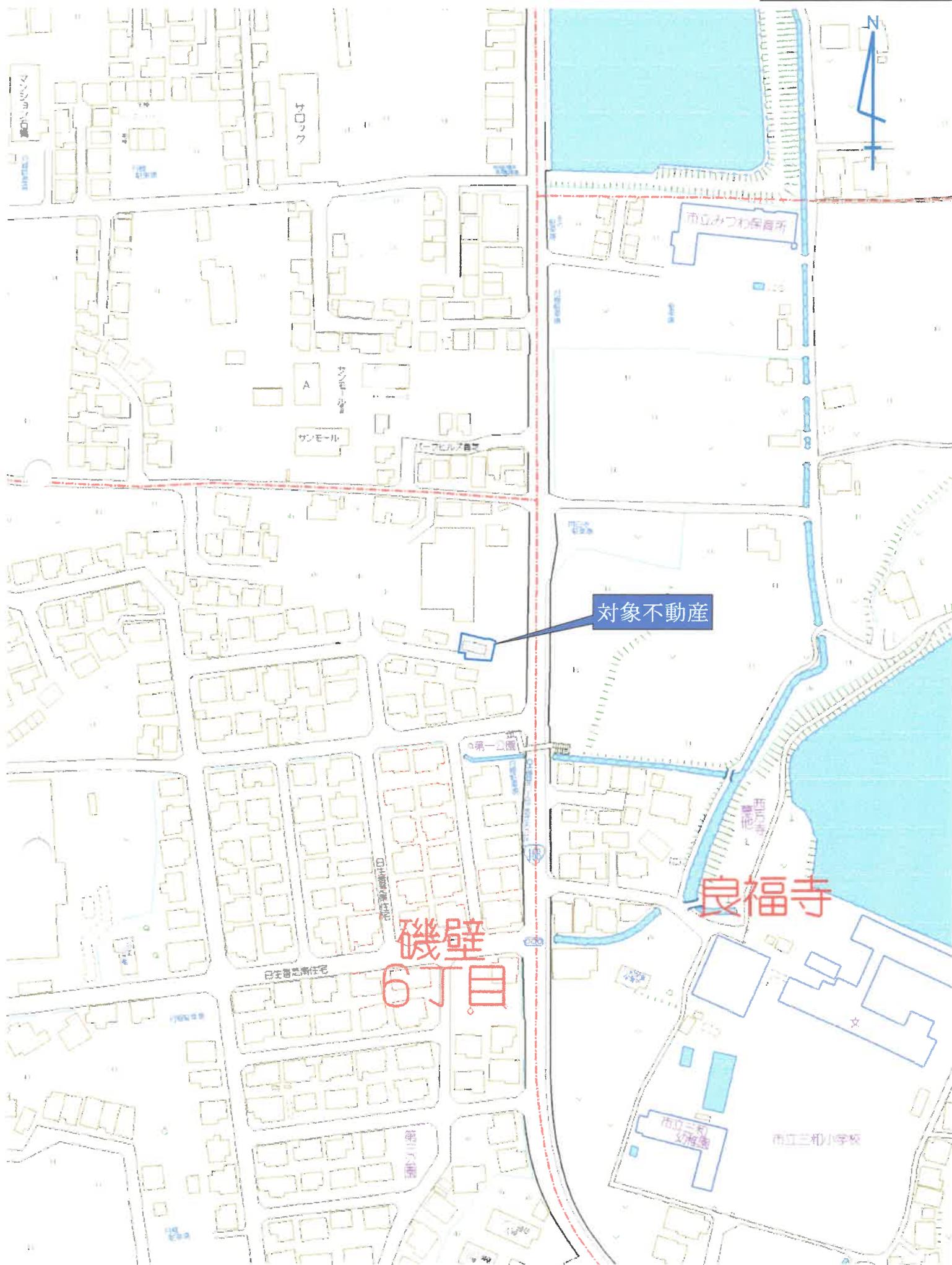
以上

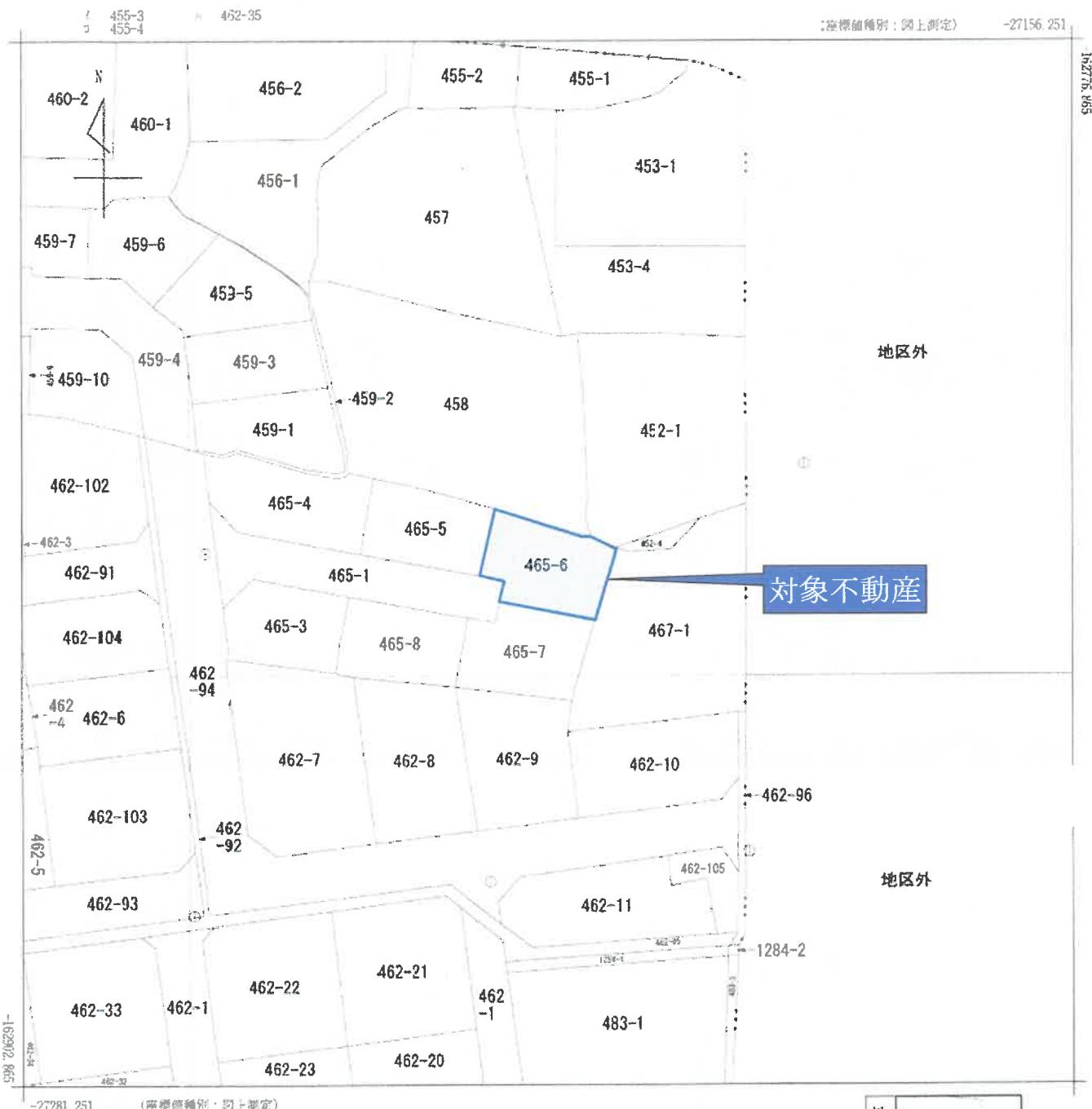
## 物 件 目 錄

1 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目  
地 番 465番6  
地 目 宅地  
地 積 141.15平方メートル

2 所 在 奈良県香芝市磯壁六丁目465番地6  
家屋 番号 465番6  
種 類 居宅  
構 造 木造スレートぶき2階建  
床 面 積 1階 63.76平方メートル  
2階 57.13平方メートル







地番区域見出	壁6丁目
--------	------

請求部分	所 在	奈良県香芝市磯壁六丁目					地 番	455番6	
出力尺 寸	1/500	精度区分	甲三	座標系 番号又 は記号	V1		分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日				備付年月日 (原図)				種類	地籍図

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月6日  
奈良地方法務局葛城支局  
登記官

請求番号：12-1

(1/1)

公用

016207

登記年月日：平成16年4月19日

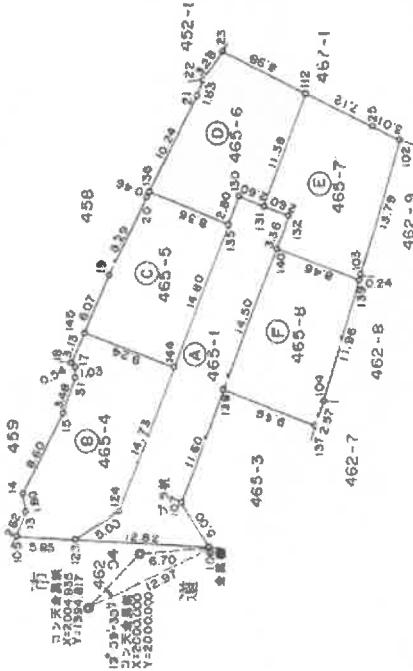
## 地積測量図

地番 465-1・465-8

土地の所在 香芝市積量6丁目  
13-2

## 地積測量図

地番 465-1・465-8

土地の所在 香芝市積量6丁目  
13-2

縮尺 1/500

申請人

(平成16年4月13日作成)

作製者

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年6月6日

奈良地方法務局轄域文部

登記官

公用

016208

支那の歴史

これは前面に記載されている内容を証明した裏面である。  
介約 15 年 6 月 6 日 本段地方法務部区域支局

これは画面に記載  
令和7年6月6日

該取扱方法書は株式会社文局

卷之三

四  
量

三

地番 465-1・465-4・465-8

七

四  
量

三

地番 465-1・465-4・465-8

七

发 槓 橋 求

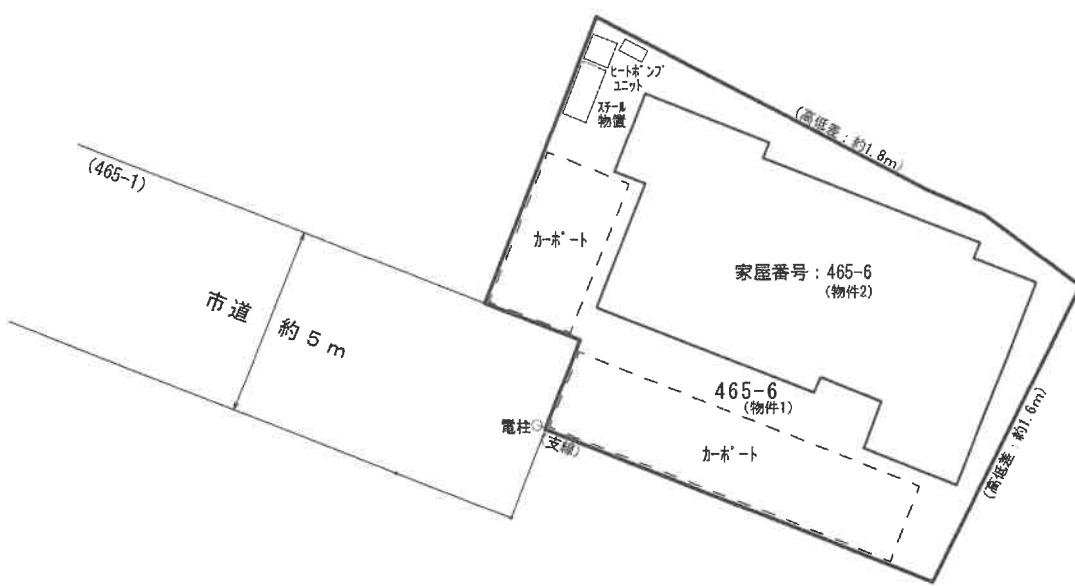
（平成16年4月13日作製）

12-2

10/10

# 土地建物位置関係図

所在 香芝市磯壁6丁目465-6



※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

17. 4. 28.

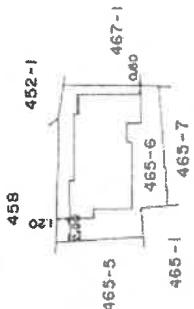
## 建物平面図

家屋番号	465-6
建物の所在	香芝市穂壁6丁目465番地6



## 求積表

3.640 x 2.275 =	8.281000
3.640 x 1.820 =	6.621600
3.640 x 5.005 =	13.663500
2.730 x 4.550 =	12.818000
1.820 x 4.550 =	8.281000
6.370 x 3.640 =	23.166800
2.730 x 1.365 =	3.726450
合計	63.763700
床面積	63.76



## 求積表

3.640 x 2.275 =	8.281000
6.370 x 5.160 =	34.780200
2.730 x 3.640 =	9.937200
2.275 x 1.820 =	4.140500
合計	57.138900
床面積	57.13

## 235833 各階平面図

1階

2階

これは図面に記述されている内容を証明した書面である。  
令和7年6月6日  
奈良地方検察官  
検査官

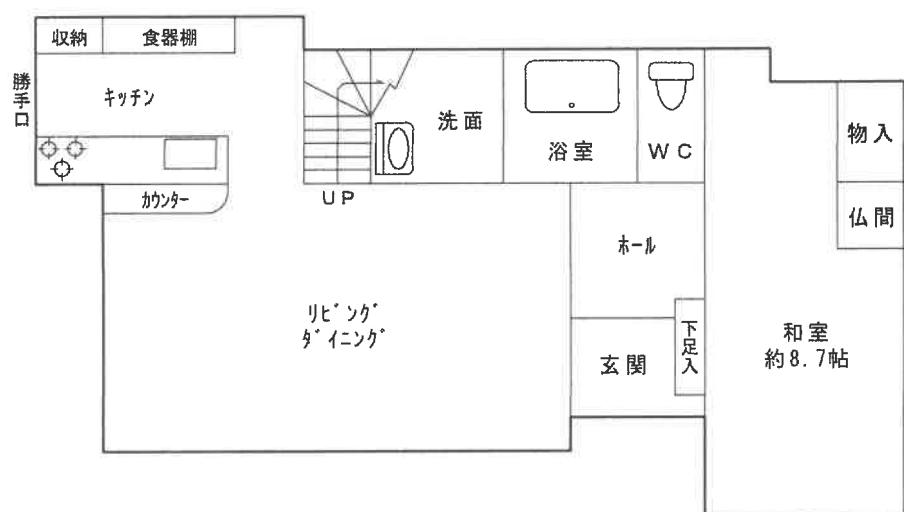
申請人	1 / 500
-----	---------

作製者	1 / 250
-----	---------

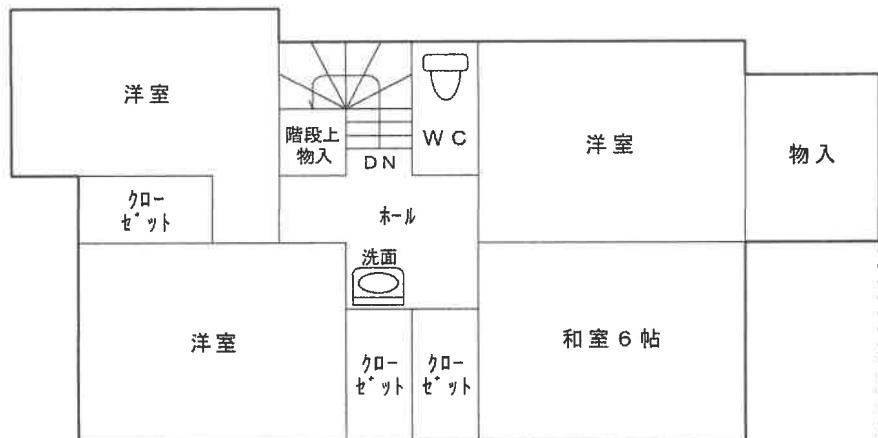
7年4月3日作成	縮尺
----------	----

# 間 取 図

1階



2階



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。